

自治基本条例及び自治基本条例推進会議について

1. 自治基本条例について

(1) 条例制定の背景
地方分権の進展により、国と地方は、上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、事務や権限が地方へ移譲されたことで、自治体は、より主体的な行政の展開が可能となった。また、人口減少、少子高齢化により社会環境が変化し、住民の価値観や行政に対するニーズは多様化していった。 こうしたなか、地域の実情に合ったまちづくりを進めるにあたり、「住民の行政への参画や住民との協働」に関する考え方やルールを定める必要が生じてきた。
(2) 条例の制定
平成21年6月制定（9月1日施行）
(3) 条例の目的 ＊越谷市自治基本条例第1条
自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、 住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とする。
(4) 自治の基本理念（基本となる考え方） ＊越谷市自治基本条例第4条
市民主権 「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方 人間尊重 「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」等の人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりを行うという考え方
(5) 自治の基本原則（基本となる進め方） ＊越谷市自治基本条例第5～7条
参加の原則 まちづくりの主人公である「市民」が、その当事者として市政に参加して、まちづくりに取り組む。 協働の原則 「市民」と市が、それぞれの役割を認識し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりに取り組む。 情報共有の原則 市の積極的な情報提供と「市民」が保有する情報の市との共有を基本とした、まちづくりに取り組む。
(6) 推進会議 ＊越谷市自治基本条例第28条
条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、付属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置する。
≪参考≫全国の制定状況（令和5年10月1日時点）
全国409自治体（全自治体の22.9%）で制定 ※平成13年に、全国で最初の自治基本条例が北海道ニセコ町（ニセコ町まちづくり基本条例）で制定された。その後、平成20年代前半には毎年度30を超える条例が制定されていたが、近年では、令和3年度に2自治体、令和4年度に1自治体、令和5年度に5自治体で制定された。

2. 自治基本条例推進会議の概要

(1) 設置の目的 ＊越谷市自治基本条例推進会議設置条例第1条
条例の実効性を確保するため、越谷市自治基本条例第28条の規定に基づき、市長の附属機関として設置する。
(2) 所管事項 ＊越谷市自治基本条例推進会議設置条例第2条
1 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)自治基本条例の適切な運用に関する事項 (2)自治基本条例の普及に関する事項 (3)自治基本条例の見直しに関する事項 2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。
(3) 組織 ＊越谷市自治基本条例推進会議設置条例第3条
1 推進会議は、委員15人以内で組織する。 2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)公募による市民 (2)コミュニティ組織の推薦する者 (3)学識経験者
(4) 任期 ＊越谷市自治基本条例推進会議設置条例第4条
2年（第8期は令和6年4月1日～令和8年3月31日）

3. 自治基本条例推進会議の実績

【第7期推進会議 開催実績】

●令和4年度

会議開催日	主な内容	出席者
【第1回】4/22(金)	第7期推進会議の進め方について	14人
【第2回】7/28(木)	自治基本条例の普及について	12人
【第3回】10/13(木)	子ども版パンフレットの活用状況について 自治基本条例の普及について	13人
【第4回】1/31(火)	自治基本条例の適切な運用について	13人

●令和5年度

会議開催日	主な内容	出席者
【第1回】4/27(木)	第5次総合振興計画策定プロセスの検証 等	14人
【第2回】7/31(月)	第7期報告書（骨子）について	14人
【第3回】10/17(火)	子ども版パンフレットの活用状況について 第7期報告書について	12人

【過去の推進会議】

期	年度	形式	報告書・答申内容	代表的な意見等	期
1	H22	報告書	「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」 条例の適切な運用について 条例の普及について □若い世代、各種団体など対象を切り分けて普及の取り組み方を検討した。	○他条例が自治基本条例の理念に則っているか確認・検証することが必要である。 ○指標の項目や具体的な目標値の設定の検討をするべき	1
	H23	答申	「自治基本条例の普及に関する事項について」 条例の普及についての基本的な考え方 条例の普及についての方策 □子ども版パンフレットの作成	○普及のための決定的な方策はなかったので、様々な方策を組み合わせながら継続して着実に実施していくことが必要 ○若い世代への普及を目的として作成した子ども版パンフレットをきっかけに家庭や地域に普及させていく等、活用方法を検討する必要がある。	
2	H24・H25	答申	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」 条例の適切な運用についての検証方法/現況と課題/方策 条例のさらなる普及について	○市の取り組みは、本条例に基づき、概ね適切に運用されている。 ○より一層適切に運用するため、進捗状況が確認できる指標を設定し、進捗管理を行う。 ○主旨を広く市民に知らせることが重要。	2
3	H26・H27	報告書	「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」 市民の思いをまちづくりにつなげるために 協働のまちづくりを進めるために □どのような「協働」が有効であるか調査審議 自治基本条例のさらなる普及について	○地域の課題解決に際し、行政が為すべきこと、住民が為すべきこと、行政と住民が協力して為すべきことなど、役割を分担して取り組むため、住民自らまちづくりに参画する意識の醸成とともに協働を進める環境づくりが必要。 ○地域コミュニティ組織と市民活動団体等が連携することで、活動範囲や規模の拡大等、相乗効果を得ることが可能であり、協働のまちづくりの推進につながる。	3
4	H28・H29	報告書	「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」 条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項について □第2期の答申、第3期推進会議からの申し送りを踏まえ、指標(46項目)及び報告事項を作成 市の施策への意見について	○指標の数値を全体的に向上させるためには、まず、市民参加の機会を増やし、市政への関心を高め、市民との協働を推進することが必要。 ○行政だけでなく市民も、市政への参加の機会についての情報収集や周囲への情報共有など、まちづくりに積極的に関わる意識を持って行動することが必要。	4
5	H30・R1	報告書	「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」 条例の適切な運用について 条例の普及・啓発について □第4期で作成された指標及び報告事項をもとに普及・啓発について議論	(委員個人からの意見がまとめられており、推進会議全体としての意見はなし)	5
6	R2・R3	報告書	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」 条例の適切な運用に関して □第4期・第5期で作成された「指標(43)及び報告事項(17)」を用いて協議する過程で、これを用いた議論の進め方に関し、疑問や課題、見直しに関する意見 条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について □今後の条例の適切な運用に係る新たな検証方法(「指標(23)による検証」及び「事業等のプロセスによる検証」*新設)を提言 その他の所管事項について	○「指標及び報告事項」は、一定の利点があるものの、60項目と多く、雑然としており、条例との直接的な因果関係のないものも含まれている。また、市や関係機関の事業を評価する行政評価に似た作業になっていることなどの課題がある。 ○一方では、指標の数値にとらわれず、実際に市民参加や協働によるまちづくりが実態として推進されているかが肝心なのではないか。	6
7	R4・R5	報告書	「自治基本条例の適切な運用及び普及に関する事項について」 条例の適切な運用について □指標による検証、第5次総合振興計画策定プロセスにおける検証を行い、その結果と主な意見(評価できる点/評価できない点/改善提案)をまとめた。 条例の普及について □普及の現状と今後の方向性を踏まえ、具体策を提案	○「条例の適切な運用」について、指標による検証では、参加・協働は“やや不十分”、情報共有は“概ね十分”とした。また、第5次総合振興計画の策定プロセスにおいては、“条例が十分適切に運用されている”とした。 ○普及のための様々な取組みがなされている一方、認知度は【低い】状態となっている。今後の普及に関する方向性として、“条例自体を普及させることが必要”、“市政参加等の取組みと条例の関係を理解してもらうことが必要”、“結果として、参加や協働等が市民生活に浸透していることが重要”という3つの考え方が示された。	7